

別表六の二（十七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の2第1項若しくは第2項《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》又は令和2年改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の15の2第1項若しくは第2項《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「(6) $\geq 8\%$ 若しくは(6) $\geq 10\%$ 又は(5) = 0 の場合23」は、平成30年改正法附則第107条第2項《連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合には「(6) $\geq 8\%$ 若しくは」を消し、その他の場合には「若しくは(6) $\geq 10\%$ 」を消します。
- 3 「(6) $< 5\%$ 又は(6) $< 10\%$ の場合25」は、平成30年改正法附則第107条第2項の規定の適用を受ける場合には「(6) $< 5\%$ 又は」を消し、その他の場合には「又は(6) $< 10\%$ 」を消します。
- 4 「税額控除限度額26」は、平成30年改正法附則第107条第2項の規定の適用を受ける場合には、同欄中「、又は」とあるのは、「又は」として記載します。
- 5 「地方事業所特別基準雇用者数の合計44」は、次によります。
 - (1) 措置法第68条の15の2第2項各号又は令和2年旧措置法第68条の15の2第2項各号に掲げる連結法人の当該連結事業年度の措置法第68条の15の2第5項第11号に規定する地方事業所特別基準雇用者数を含めないで記載します。
 - (2) 各連結法人の別表六の二（十七）付表一「34」の欄に数の記載がある場合には、その数を当該各連結法人の「別表六の二（十七）付表一「32」」の数として合計します。
- 6 「地方事業所特別税額控除限度額45」は、次によります。
 - (1) 当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度（法第15条の2第1項《連結事業年度の意義》）に規定する連結親法人事業年度をいいます。）が1年に満たない場合には、「(30万円又は40万円)」とあるのは、
$$\text{「(30万円又は40万円)」} \times \frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{12}$$
と、「(20万円又は30万円)」とあるのは
$$\text{「(20万円又は30万円)」} \times \frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{12}$$
として記載します。
 - (2) 当該連結事業年度が特例対象連結事業年度（令和2年改正法附則第96条第2項《連結法人の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》に規定する特例対象連結事業年度をいいます。）に該当する場合には「又は40万円」及び「又は30万円」を消し、その他の場合には「30万円又は」及び「20万円又は」を消します。